

社会福祉法人西海市社会福祉協議会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間 令和 8年 4月 1日 ~ 令和 12年 3月 31日

2. 当社の課題

課題 1 : 有休取得率が70%以下の職員が47人いる

3. 目標

- ・ 全員が有休取得率70%以上を目指す

4. 取組内容と実施時期

取組 1 : 有休取得率の増加を図る為、取得率の低い職員に取得を促していく

- 令和 8年 有休取得率70%以下の人を37人以下にする。
- 令和 9年 有休取得率70%以下の人を27人以下にする。
- 令和 10年 有休取得率70%以下の人を17人以下にする。
- 令和 11年 有休取得率70%以下の人を7人以下にする。

社会福祉法人西海市社会福祉協議会 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年 4月 1日～令和11年3月31日までの5年間

2.内容

目標1: 所定外労働時間を削減するため、継続してノー残業デーを設定し実施する。

〈対策〉

- 令和6年 4月～ 週2回ノー残業デーを設定し実行する。
- 令和7年 4月～ 週3回ノー残業デーの完全実施（週3回、月、水、金）

目標2: 従業員全員、所定外労働時間が年間150時間を超えず、かつ一人あたり平均年間20時間未満とする。

〈対策〉

- 令和6年 4月～ 超勤時間数の多い部署の実態を把握・改善策の実施
- 令和8年 4月～ 取り組みの再周知・完全実施

目標3: 職員全員、年次有給休暇の取得率を年間付与日数の75%以上とする。

〈対策〉

- 令和6年 4月～ 取り組みの周知・取得出来ていない部署の問題点検討
- 令和8年 4月～ 取得出来ていない部署の業務改善。有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況表の公表などによる取得促進のための取り組みの実施
- 令和9年 4月～ 完全実施・継続的な取り組みの周知